富士フイルム　電子映像事業部

グリーン調達基準

Ｖｅｒ４．０４

２００８年７月１日　(Ver4.０4)

富士フイルム株式会社　電子映像事業部

はじめに

富士フイルムグループではグリーン・ポリシーに基づき、よりグリーンな製品をお客様に提供することを目指し、２００２年度から環境配慮設計（DfE）の強化を進めて参りました。

以来、富士フイルムグループとしては、グリーンな部品・材料・包材及び製品の調達・使用に関し「富士フイルムグループ　グリーン調達基準」を制定しお取引先様より調達についてのお願いをして参りました。更に、電子映像事業部の調達品に関しては具体的な数値管理基準を定め「電子映像事業部 グリーン調達基準の細則 Ver3」と合わせてお願いをして参りました。

2006 年７月より欧州ＲｏＨＳ指令が施行され内外の環境法に関心が高まる中、より厳格な製品含有化学物質管理が求められるようになりました。今般、富士フイルム(株)電子映像事業部では、法令の要求事項及びこれに伴う当局の意向、業界の標準化動向を踏まえ「グリーン調達基準」を一部見直しグリーン調達に関するお取引先様への具体的な要求事項をより明確にご理解いただけるよう「富士フイルム電子映像事業部　グリーン調達基準　Ｖｅｒ4.0」として制定いたしました。

今後、電子映像事業部では、本「富士フイルム電子映像事業部　グリーン調達基準 Ver4.0」に基づき、グリーン調達を実施して参りますので、ご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

2006 年 10 月 5 日

富士フイルム株式会社

電子映像事業部

品質保証部

本基準は

「富士フイルムグループのグリーン調達基準Ｖ２．０」

「電・機開セ（朝）　グリーン調達基準細則Ｖ３．０」

を統合します。

主要な変更点

（１）　ＲｏＨＳ規制等の法が要求する閾値管理を行うべき物質を明確にする。――制限化学物質

（２）「調達品グリーン基準」の見直し　：物質管理分類を　法規制されておりＪＩＧレベルＡとして定められている「制限化学物質」、ＪＩＧレベルＢとして定められている「含有量把握管理物質」、　製造・輸入が禁止されている「禁止化学物質」とし　各分類毎に管理基準を明確化。

（３）　「調達先グリーン基準」において「含有化学物質管理に関する要求事項」の遵守宣言及び「含有化学物質管理ガイドライン」の遵守に関する記述を追加。

（４）　「調達先グリーン基準」のＥＭＳに関し「　～の調達先と優先的にお取引します。」の表現に変更。

（５）　調達先グリーン基準」においてＣＳＲに関する記述を追加。

（６）　従来のグリーンスペックを「MaterialDeclaration」（宣言書兼非含有証明書）とする。

（７）　包装材料　電池に関する「調達品グリーン基準」を追加。

改　訂　記　録

改訂No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
４.０	「富士フイルムグループのグリーン調達基準Ｖ２．０」と「電・機開セ（朝）　グリーン調達基準細則Ｖ３．０」を統合して制定。	制定 2006.10.5
４.01	・4. グリーン調達基準、1) 調達品グリーン基準、2) ：外部接続ケーブル以外⇒接続ケーブル以外　に変更（「外部」を削除） ・RoHS 適用除外項目を追加（項 16 から項 21）	2006.12.18
4.02	・　4. グリーン調達基準、（1）調達品グリーン基準、５）電池について 文面内に「0.004wt％以上の鉛」を追加 ・　4. グリーン調達基準：記述「表５「法規制」を支援します」を追加 ・　文末に「表５「法規制」」および「電池に関する各国法規制」を追加	2007.9.11
4.03	・　表3. カドミウム及びその化合物の閾値レベル[75ppm⇒100ppm]変更 ・　電池について、ＭＳＤＳの提出を追加	2007.10.25
4.04	・　EU 指令 76/769/EEC の第 30 次改正によりＰＦＯＳ(パーフルオロオクタンスルホナート)を特別管理物質に追加 ・　欧州司法裁判所の Deca-BDE を規制対象から除外した手続きが違法との判決により、ＲｏＨＳ指令適用除外項目９ａ（Deca-BDE の項目）を削除 ・　物質管理分類を JIG-101 から JIG-101A に改定 ・　化審法改正により、特定ベンゾトリアゾールを禁止物質に追加。詳しくは環境省ホームページでご確認ください。	2008.7.1.

1. 目的

　本基準は富士フイルム電子映像事業部のグリーン調達に関するお取引先様への要求事項及び評価・対応措置について明確にし、含有化学物質規制に関するお取引の基準を定めます。

２．適用範囲

本調達基準は、富士フイルム（株）電子映像事業部及び関連する工場､調達会社、営業販社が調達し、製品に使用する調達品及びその調達先。

調達品

（１）　部品、材料
（２）　製造に使用する副資材
（３）　包材
（４）　ケーブル、メディア，ＣＤ－ＲＯＭ、ストラップ、取扱説明書等の付属品
（５）　ソフトケース等のアクセサリー
（６）　他社が生産し富士フイルム（株）電子映像事業部が販売する製品

３．用語の定義

（１）制限化学物質

ＪＩＧ*[1]で定めるレベルＡ物質。　　ＪＩＧ－１０１Ａ参照

国内外の法令で含有製品の販売・製品への使用に関し、禁止または制限または報告の義務を受ける化学物質。

（２）含有量把握管理物質

ＪＩＧで定めるレベルＢ物質。　　　　ＪＩＧ－１０１Ａ参照

（３）禁止化学物質

下記国内法で製造・輸入を禁止されている物質。

化審法（第１種特定化学物質）http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html

→2007 年 10 月 31 日より特定ベンゾトリアゾールが追加されています。

安衛法（製造禁止物質）

http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anhr01.html

毒劇法　（特定毒物）

http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html

（４）特別管理物質

制限化学物質の内のＲｏＨＳ*[2]６物質。

Ｐｂ、Ｈｇ、Ｃｄ，Ｃｒ（Ⅵ）、ＰＢＢ，ＰＢＤＥ

ＰＦＯＳ（パーフルオロオクタンスルホナート）

（５）一般管理物質

制限化学物質の内のＲｏＨＳ６物質以外の物質及び含有量把握管理物質。

（６）閾値レベル　　　　　　　　ＪＩＧ－１０１Ａ参照

ＪＩＧの定義に従う。すなわち

制限化学物質（ＪＩＧレベルＡ物質）においては　ＲｏＨＳで定義するところの均質物質中の質量%。

含有量把握管理物質（ＪＩＧレベルＢ物質）においては含有する総質量をその製品または部品の総重量で割った値を基準として 1000ppm。

各物質に対する閾値レベルはＪＩＧ－１０１Ａに準ずる。

＊１：ＪＩＧ（Joint　Industry　Guide）

JIG-101　2005 年 4 月制定　　JIG-101A　2008 年 1 月改訂

EICTA（欧州情報通信技術製造者協会）、JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会／日本）、EIA（米国電子工業会）、JEDEC（米国合同電子デバイス委員会）の各会員企業が策定した「電気・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示」標準。

本ガイドは、EIA　http://www.eia.org/jig　から入手可能。

JGPSSI の和訳およびＪＩＧ－１０１Ａは以下から入手可能。

http://210.254.215.73/jeita_eps/green/green7.htm

＊２：ＲｏＨＳ（Restriction　of　Harzardous　Substances）

電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限指令。特定有害物質(Pb,Hg,Cd,Cr(Ⅵ),PBB,PBDE）の含有が均質物質中の質量%で制限される。　但し適合除外となるアプリケーションが規定されています。表３参照

http://www.rohs.gov.uk/

４．グリーン調達基準

（１）調達品グリーン基準

１）調達品はＪＩＧ－１０１Ａで示す閾値レベル以上の制限化学物質を含有してはならない。ただし　ＲｏＨＳ適用除外項目は除く。　ＪＩＧ－１０１Ａ　表３参照。また閾値レベルの定義のない物質（ＰＦＯＳ含む）の意図的な添加があってはならない。閾値レベル以下の意図的添加はその使用理由が明確であれば使用できる。

２）含有量把握管理物質の含有の有無を把握、管理する。

ＪＩＧ－１０１Ａ　参照

ただし　ＰＶＣ（ポリ塩化ビニル）は接続ケーブル以外の使用を禁止する。

３）調達品は禁止化学物質を意図的に添加したものであってはならない。

４）包材について

包材は欧州包装廃棄物指令（94/62/EC）に従い　カドミウム、鉛、水銀、六価クロムの総計が１００ｐｐｍ以上　含有する材料を使用したものであってはならない。

５）電池について

電池は0.002wt％以上のカドミウム、0.004wt％以上の鉛、および0.0005wt％の水銀を含有したものであってはならない。また6ppb以上の過塩素酸塩を含有する場合は調達先からの報告を必要とする。

※ 本調達品グリーン基準は、表４「法規制」を対象とします。

（２）調達先グリーン基準

１）　含有化学物質管理に関する要求事項（表２）の遵守を宣言していただく調達先とお取引します。また「含有化学物質管理ガイドライン」＊3に基づいて含有化学物質管理が実行され評価の高い調達先と優先的にお取引します。

２）　国際規格ISO14001等の環境マネジメントシステム(EMS:Environmental management system)＊4を採りいれＥＭＳ活動を推進し、環境保全活動の維持向上に努めている調達先と優先的にお取引します。

３）　CSR(企業の社会的責任)に果たしている調達先とお取引します。

＊３：　「富士写真フイルム版含有化学物質管理ガイドラインＦＧ２００５０３　Ver.1」に原則として従っていただきます。

http://www.fujifilm.co.jp/corporate/environment/pdf/greening/ff_envguideline_001j.pdf

＊４：　ISO14001に準じるエコステージ・エコアクション21等の各EMSも含みます。
ISO14001,エコステージ､エコアクション21等の第三者認証者取得を条件とするものではありません｡それらEMSと同等な仕組みを社内で構築し活動されていることを示しています。

５．要請事項

１）企業環境グリーン度、CSR、含有化学物質管理状況に関する報告

毎年１回(新規取引先は取引開始前)、これらの活動状況を弊社指定の様式で「自己監査」して報告願います。取引にあたり「調達先グリーン基準」の適合度を評価します。

その結果を総合的に判断させていただき、現場監査実施をお願いする場合もあります。

２）含有化学物質情報調査報告

① 新規調達品は本グリーン調達規準遵守の宣言書兼非含有証明書「MaterialDeclaration」をご提出願います。

② 調達品の詳細な含有化学物質情報調査を弊社指定の「含有化学物質調査シート」でご報告願います。

③ 電池については、ＭＳＤＳの提出をお願いします。

尚、報告に疑義があると判断した場合分析検査を依頼する場合があります。

３）含有化学物質に関する要因変更管理

含有化学物質に係わる要因変更は事前に変更内容と２）項の①②を再提出願います。

４）納入品の不適合品等の協力要請

不適合品や閾値上限品(※５)が発見された場合、再調査・再分析・対応処置に関してご協力をお願い致します。

※５:閾値管理の含有物質で、閾値上限や分析結果でバラツキが大きい場合

表１．グリーン調達基準のフロー図

MaterialDeclaration 及び含有化学物質調査シートは依頼に対し１W後を目処に依頼の Excel ファイルに回答の上 E-Mail で返送ください。また原紙は納入仕様書に添付して提出ください。

表２．含有化学物質管理に関する要求事項

富士フイルム電子映像事業部（甲）は製品、部品、材料の調達にあたり少なくとも特別管理物質（ＲｏＨＳ６物質とＰＦＯＳ）について次の含有化学物質管理が実行されていることを調達先（乙）に対して要求致します。

１．　含有情報の入手・確認
乙の責による乙の購入品について含有化学物質情報を入手する方法を確立し、情報を入手していること。また入手した含有情報が正しく書かれ特別管理物質について法遵守していることを最善をつくして確認すること。他社によって提供された情報を個々に検証しなかった場合でも情報提供者からの非含有証明書または分析レポートを入手していること。
２．　取引先管理
物品を構成する部品、材料の取引先が本グリーン調達基準を満足するものを供給できるかどうか、取引先を評価し、選定していること。また調達にあたっては本要求事項と同程度の適切な含有化学物質の管理を要求していること。　更に必要に応じて取引先の製品含有化学物質管理の管理状況を確認し、改善をうながしていること。
３．生産工程管理
甲の設計で甲が乙に対して生産を委託する場合次の生産工程管理が実施されていること。
① 設計が指定した材料以外を使用しないこと。設計との確認を取らない「＊＊＊相当品」を使用しないこと。
② メーカー／型番の不明な材料は使用しないこと。
③ 生産工程で化学反応などによる含有物質の変化、または変動がある場合は変化後の状態を管理していること。
④ 他社向け物品で特別管理物質を含む材料を使用している場合、それらの誤使用、混入防止策が図られていること。
乙が他社に生産委託を行っている場合、委託先に対して本要求事項と同程度の工程管理を要求していること。また生産委託先の管理状況を定期的に確認していること。
４．変更管理及び報告
乙の事由により原材料の変更、工程の変更等　製品含有化学物質の管理に関わる変更が生じた場合は要因変更書により必ず報告すること。この場合「MaterialDeclaration」（非含有証明書）及び含有化学物質調査シートを添えること。また事故として含有が判明した場合も直ちに報告すること。
５．損害賠償の合意
特別管理物質に関し乙の責による法規制違反が判明し甲に損害を生じた場合　甲は乙に対して損害賠償を求めることがあることに合意すること。この場合甲への納入品の出荷ロットに対して生産工程、購入部材ロットがトレースできれば被害を最小化できる。

以上

表３．ＲｏＨＳ指令適用除外項目

1	ーーー ランプ一本あたり 5mg を越えない範囲の小型蛍光灯に含まれる水銀
2	ーーー 一般目的用の直管蛍光灯に含まれる以下のものを超えない水銀
	halophosphate 10mg,, triphosphate with normal lifetime 5mg, triphosphate with long lifetime 8mg
3	ーーー 特別な目的用の直管蛍光灯に含まれる水銀
4	ーーー 本付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀
5	ーーー 陰極線管、電子部品および蛍光管のガラスの中に含まれる鉛
6	ーーー 合金成分として、鋼材の中の 0.35wt%までの鉛、アルミ材の中の 0.4wt%までの鉛、 および銅材の中の 4wt%までの鉛
7	ー高融点ハンダの中の鉛（例;j 重量比で鉛を 85%以上含む鉛合金）
	ーサーバー、ストレージ、およびストレージ・アレイシステム、スイッチ／シグナル／電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置および通信管理ネットワークのハンダに含まれる鉛
	ー電子セラミック部品の中の鉛 （例;ピエゾエレクトロニック・デバイス）
8	ーーー 76/769/EEC の改正指令 91/338/ EEC に基づき禁止された用途を除くカドミウム表面処理と電気接点中のカドミウムおよびその化合物
9	ーーー 吸収型冷蔵庫のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての六価クロム
~~**9a**~~	~~ーーーポリマー用途中のDeca-BDE~~
9b	ーーー鉛青銅ベアリングシェルおよびブッシュの中の鉛
10	ーーー第7条2項に定められた手続きの範囲で、欧州委員会は以下の適用除外項目について評価を下す。こられの項目について指令が改訂されるべきかどうかを早急に決定する。 ~~ーDeca-BDE~~ ー特殊用途の直管蛍光灯に含まれる水銀 ーサーバー、ストレージ、ストレージ・アレイ・システム、スイッチ／シグナル／トランスミッション用のネットワーク・インフラ機器、テレコミュニケーション用ネットワーク管理装置用のハンダに含まれる鉛（この例外措置適用の特定期限設定のため） ー電球
11	ーーーコンプライアント-ピン-コネクタシステム中の鉛
12	ーーー熱伝導モジュールCリングのコーティング材として使われる鉛
13	ーーー光学・フィルターガラス中の鉛とカドミウム

14	ーーーマイクロプロセッサーのパッケージとピンの結合用で2種以上の成分を含有するハンダ中の鉛で、鉛含有量が 80%以上 85%以下のもの
15	ーーーIC フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリアの電気結合用に使われるハンダ中の鉛
16	ーーーケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直線状白熱電球の鉛
17	ーーープロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛
18	ーーーBSP(BaSi 205:Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして、および SMS((Sr, Ba)2MgSi 207:Pb)等の蛍光体を含むジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学および硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の賦活材としての鉛(重量比1%以下の鉛)
19	ーーー非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg および PbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛
20	ーーー液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部および後部基板を接合する為に使用されるガラスの中の酸化鉛
21	ーーーホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウム
22	ーーー光ファイバー通信システムに使用される RIG(希土類ガーネット)ファラデー回転子に不純物として含まれる鉛
23	ーーーピッチが 0.65mm 以下で NiFe リードフレームを持つコネクタ以外の微細ピッチコンポーネントの仕上げ剤に含まれる鉛、また、ピッチが 0.65mm 以下で銅リードフレームを持つコネクタ以外の微細ピッチコンポーネントの仕上げ剤に含まれる鉛
24	ーーー機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛
25	ーーー構造要素に用いられるプラズマ表示盤(PDP)および表面伝導電子エミッタ表示盤(SED)に含まれる酸化鉛。特に、前後ガラス誘電体層、バス電極、バリアリブ、シールフリット、フリットリング、さらにはプリントペーストに含まれる酸化鉛
26	ーーーブラックライトブルー(BLB)ランプのガラス筐体に含まれる酸化鉛
27	ーーー高出力(125dB SPL 以上の音響パワーレベルで数時間作動すると規定されている)スピーカに使用される変換器用はんだとして用いられる鉛合金
28	ーーー指令 2006/96/EC のカテゴリ 3 に属する設備(IT および通信設備)内の電磁障害防止用シールドに使われる無塗装金属板やファスナの防食コーティング剤に含まれる六価クロム。除外は 2007 年 7 月1日まで認められる。
29	ーーー理事会指令 69/493/EEC の付属書 I (カテゴリ 1、2、3 および 4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛

表４

レベルAの材料と化学物質についての法令および規制からの引用の概要、およびEEE業界における材料と化学物質の双方の使用例の概要です。

材料／化学物質	法令および規制情報	使用例
アスベスト類	76/769/EEC,危険物質の販売・使用および修正：(83/478/EEC；85/610/EEC；87/217/EEC；91/659/EEC；99/77/EEC)、米国有害物質規制法(新用途の制限)；労働安全衛生法(29 CFR 1910.1001-1051)	ブレーキライニング・パッド、絶縁体、充填剤、摩擦材、電気絶縁材、充填フィラー、顔料・塗料、タルク、断熱材
アゾ染料・顔料	76/769/EEC, 危険物質の販売・使用および修正：(2002/61/EC；2003/03/EC)。	顔料、染料、着色剤
カドミウム／カドミウム化合物	デンマーク　カドミウム含有製品の販売、輸入、製造の禁止に関する1992年12月23日第1199法定命令、76/769/EEC,危険物質の販売・使用および修正：(91/338/EEC,91/157/EEC,93/86/EEC)；2000/53/EEC(EU/ELV指令)；2002/95/EC(EU/RoHS指令)、94/62/EEC(EU包装材指令)、米国包装材重金属規制(米国17州)	顔料、耐蝕表面処理、電気・電子材料、光学材料、安定剤、メッキ材料、樹脂用顔料、光学ガラス用蛍光剤、電極、はんだ材料、接点、亜鉛メツキ、塩ビ安定剤
六価クロム／六価クロム化合物	2000/53/EC(EU/ELV指令)、2002/95/EC(EU/RoHS指令)、94/62/EEC(EU包装材指令)、米国包装材重金属規制(17州)	顔料、塗料、インキ、触媒、めっき、防食表面処理、染料、塗料乾燥剤、表面処理、クロメート処理、塗料密着性向上、防錆
鉛／鉛化合物	76/769/EEC, 危険物質の販売・使用および修正：(86/677/EEC,91/157/EEC,93/86/EEC), 2000/53/EC(EU/ELV指令), 2002./95/EC(EU/RoHS指令), 94/62/EEC(EU包装材指令),米国包装材重金属規制(17州)、ｶﾙﾌｫﾙﾆｱ州 ﾌﾟﾚﾎﾟｼﾞｼｮﾝ65	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、ゴム加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、めっき材料、合金成分、樹脂添加剤
水銀／水銀化合物	76/769/EEC, 危険物質の販売・使用および修正：(86/677/EEC,91/157/EEC,+98/101/EEC)；、2000/53/EC(EU/ELV指令);2002/95/EC(EUIRoHS指令)、94/62/EEC(EU包装材指令)、米国包装材重金属規制(17州)；さらにﾆｭｰｲﾝｸﾞﾗﾝﾄﾞ水銀含有製品規制(ﾊﾞｰﾓﾝﾄ州、ﾆｭｰﾊﾝﾌﾟｼｬｰ州、ﾒﾘｰﾗﾝﾄﾞ州、ﾒｲﾝ州)	蛍光灯、電気接点材料、着色顔料、腐食防止剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理
オゾン層破壊物質	日本の特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、モントリオール議定書、米国大気浄化法第611条の1990年改定版, 76/769/EEC, 危険物質の販売・使用および修正：(94/60/EEC；97/64/EEC)	冷媒、発泡剤、消化剤、洗浄剤
ポリ臭化ビフエニル類PBB類〉	2002/95/EC(EU/RoHS指令)、ドイツダイオキシン法	難燃剤
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	2002/95/EC(EU/RoHS指令), ドイツダイオキシン法;76/769/EEC, 危険物質の販売・使用および修正:(ペンタ BDE、オクタ BDEについて 2003/11/EEC)、米国法(ペンタ BDE、オクタ BDEについてハワイ州、メイン州)	難燃剤
ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	化学物質の審査及び製造の規制に関する法律(化審法〉(第一種特定化学物質）(日本の法律), 76/769/EEC, 危険物質の販売使用および修正	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液
ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	化学物質の審査及び製造の規制に関する法律(化審法）(第一種特定化学物質）(日本の法律)	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤(電気的特性、耐炎性、耐水性)電気絶縁媒体、難燃剤
放射性物質	原子炉等規制法（日本の法律）	光学特性（トリウム）
短鎖型塩化パラフィン	76/769/EEC（+2002/45/EC)	塩ビ可塑剤、難燃剤
トリブチルスズ(TBT)及びトリフェニールスズ(TPT)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法）(第二種特定化学物質）(日本の法律)	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤
トリブチルスズ＝オキシド(TBTO)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法〉(第一種特定化学物質〉(日本の法律)	防腐剤、かび防止剤、塗料、顔料、防汚顔料、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
パーフルオロオクタンスルホナート及びその塩	76/769/EEC、危険物質の販売・使用および修正：（2006/122/EC）カナダPFOS規制（カナダ環境保護法1999）	界面活性剤、撥水処理剤

電池に関する各国法規制

国名	構造	Hg	Cd	Pb
欧州		重量比≦0.0005%	重量比≦0.002%	重量比≦0.004%
アルゼンチン	円筒・角型	重量比≦0.0005%	重量比≦0.015%	重量比≦0.200%
	ボタン・コイン型	重量比≦2%	重量比≦0.200%	重量比≦0.200%
韓国		重量比≦0.005%	重量比≦0.010%	重量比≦0.200%
台湾		重量比≦0.0005%	－	－
ブラジル		重量比≦0.005%	重量比≦0.010%	重量比≦0.200%

各国RoHS指令について
　中国RoHS、カルフォルニアRoHS、韓国RoHS　あるいは日本におけるJ-Mossのように各国独自のRoHS規制が、既に実施あるいは施行する予定である。 富士フイルム電子映像事業部製品には 対象外の規制もあるが中国RoHSのように表示を要求するものもある。 しかしながら、これらのRoHS規制が要求する基本となる規制物質は同じである。すなわち、カドミウム（0.01wt%）、鉛（0.1wt%）、水銀（0.1wt%）、六価クロム（0.1wt%）、PBB（0.1wt%）、PBDE（0.1wt%）である。
　本グリーン調達基準は、表示に関すること以外は　これらのRoHS規制をカバーするものとする。

表示について
　本グリーン調達基準は、中国RoHS、WEEEのようなリサイクリングマーク、あるいは電池の規制マーク等のマーキングの方法を規制するものではない。
　表示に関しては各々の法令を参照されたい。